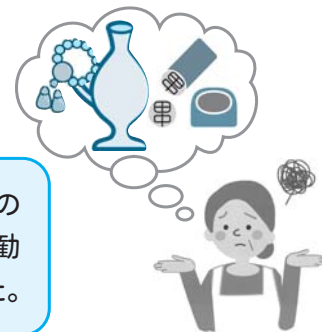


これだけは  
知っておきたい！

# 消費者契約クイズ

## ～靈感商法編～



**【事例】** 突然訪問してきた男性から、印鑑を見せるように言われて見せると、「このままでは、孫に不幸が訪れる。」「印鑑を作れば、不幸を免れる」などと4時間も勧誘され、何度も断ったが帰ってもらえず、仕方なく契約書に印鑑を押してしまった。

この商法は、人の心や体の悩み、弱みに付け込み、「このままでは不幸になる」などと不安をあまり、高額な商品（印鑑、表札、壺、数珠、アクセサリ等）を売りつけたり、高額な祈祷料をだまし取るという悪質な商法で、『灵感商法』といいます。

**問1** 契約してから8日以内であれば、クーリング・オフできますか。

ア クーリング・オフできる

イ クーリング・オフできない

答 ア

### ＜解説＞

突然家を訪ねてきたということなので、訪問販売による契約となり、「特定商取引に関する法律」の適用を受けてクーリング・オフの適用対象となります。クーリング・オフは、契約書面を受け取った日を含めて8日以内であれば可能です。

**問2** 契約してから8日を過ぎると、一切解約できないのですか。

ア 一切解約できない

イ 場合によっては解約できる

答 イ

### ＜解説＞

8日を過ぎてしまっても、商品販売の際に契約書面を渡されていない場合、勧誘方法に問題がある場合は、契約の取り消しができる場合があります。事例の場合、勧誘するにあたって販売目的を告げていないことや、「このままでは不幸になる」などと不安をあまり、断わっているにもかかわらず長時間も家に居座ったというような勧誘方法には問題があるとして、契約の取り消しを主張できます。

**灵感商法のクーリング・オフできるかどうかは、取引の種類によって異なりますので、なかなか一人で判断しにくいものです。おかしいと思ったら、すぐに消費生活センターに御相談ください。**

## \*\* 相談窓口を開設しています \*\*

### ◎消費生活相談

\* 西播磨消費生活センター

(赤穂郡上郡町光都2-25)

☎0791-58-0993

平日 (午前9時～正午

午後1時～午後4時30分)

\* たつの市なんでも相談課

☎0791-64-3250

平日 (午前8時30分～午後5時15分)

### ◎週末消費生活相談ダイヤル

と き：土・日曜日 (午前10時～午後4時)

連絡先：フリーダイヤル 0120-511-103 (無料)

### ◎消費者被害・多重債務・成年後見問題 無料相談会

#### 司法書士相談

と き：毎月第4土曜日 午前9時～正午

ところ：たつの市産業振興センター (龍野町堂本)

☎0791-63-9961

連絡先：兵庫県司法書士会 ☎0791-63-3707